

I 総合事業サービス利用料

単位（円）

生活支援訪問サービス（要支援・事業対象者の場合）		基本金額		
		1割負担	2割負担	3割負担
訪問型独自サービスⅠ/2 週1回利用	1月定額	1,020	2,040	3,060
訪問型独自サービスⅡ/2 週2回利用		2,037	4,074	6,111
訪問型独自サービスⅢ/2 週3回利用（要支援2のみ）		3,233	6,465	9,698
介護予防訪問サービス（要支援・事業対象者の場合）		基本金額		
		1割負担	2割負担	3割負担
訪問型サービスⅠ 週1回利用	1月定額	1,275	2,550	3,825
訪問型サービスⅡ 週2回利用		2,547	5,093	7,639
訪問型サービスⅢ 週3回利用（要支援2のみ）		4,040	8,080	12,120

- ①月途中で契約開始又は契約終了した場合、要支援及び事業対象者が月の途中で要介護度が変わった場合は日割りとなります。
②月途中でサービスを休止した場合でも上記の1月の定額となります。

II 介護保険サービス利用料

要介護の場合				基本金額		
				1割負担	2割負担	3割負担
身体介護 20分未満	(身体0Ⅰ・Ⅱ)		1回につき	194	388	582
身体介護 20分以上 30分未満	(身体1・Ⅱ)			291	581	872
身体介護 20分以上 30分未満 生活援助 20分以上 45分未満	(身1生1・Ⅱ)			369	737	1,106
身体介護 20分以上 30分未満 生活援助 45分以上 70分未満	(身1生2・Ⅱ)			446	891	1,337
身体介護 30分以上 60分未満	(身体2・Ⅱ)			462	924	1,386
身体介護 30分以上 60分未満 生活援助 20分以上 45分未満	(身2生1・Ⅱ)			539	1,078	1,617
身体介護 30分以上 60分未満 生活援助 45分以上 70分未満	(身2生2・Ⅱ)			617	1,234	1,851
身体介護 60分以上 90分未満	(身体3・Ⅱ)			677	1,353	2,030
身体介護 60分以上 90分未満 生活援助 20分以上 45分未満	(身3生1・Ⅱ)			754	1,507	2,260
生活援助 20分以上 45分未満	(生活2・Ⅱ)			214	427	641
生活援助 45分以上	(生活3・Ⅱ)			263	525	787

- ①要介護状態の方で上記介護サービスを2名で行った場合は1回につき(上記料金×2)となります。
②早朝（6：00～8：00）・夜間（18：00～22：00）1回につき利用料金の25%増しとなります。
③深夜（22：00～翌朝6：00）の場合1回につき利用料金の50%増しとなります。
④上記の基本金額には、Ⅲ加算項目の「特定事業所加算Ⅱ」が含まれています。

Ⅲ 加算項目

2025/4/1

単位(円)

加算名称	1割負担	2割負担	3割負担	内容
緊急時加算(要介護のみ)	109/回	217/回	326/回	介護支援専門員が緊急に必要と判断し、訪問介護サービスを提供したとき
初回加算 (要介護・介護予防訪問介護・介護予防訪問サービス)	217/月	434/月	651/月	1.初めて訪問介護事業所利用する場合
				2.要支援から要介護、または要介護から要支援に変更となった場合
				3.暦月で2ヶ月以上当事業所の訪問介護サービスを利用していなかった場合
特定事業所加算Ⅱ(要介護のみ)	基本単位に10/100を乗じた単位数により計算された額の1割～3割			
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	基本単位+各加算に245/1000を乗じた単位数により計算された額の1割～3割			

Ⅳ その他のサービス利用料

サービス項目	内容	負担額
通常のサービス実施区域を超えてサービスを利用する場合 買い物代行サービス 薬受け取り代行サービス	公共交通機関を利用した場合	実費相当額
	自動車・バイクを使用した場合の駐車料金	実費相当額
	自動車・バイクを使用した場合 (ガソリン代は社会情勢により変動する場合があります)	1キロ16円
買い物・通院・入退院付き添い	公共交通機関を利用した場合	実費相当額

①訪問介護サービスの提供に要した光熱水費は、利用者のご負担となります。

②介護保険の給付限度を超えた場合、超過分については全額負担となります。